

慶応二年七月二十四日より慶応二年七月二十七日まで

P8310611 right

出 殿、

廿四日 辰 陰

内山桑野へ洋酒二瓶づつ遣す、宮原(寿)来り面す、出 殿、藤児帰りし旨、北川太左衛門

□蒸し物使遣せし旨、細谷家内来り并納豆一折持参の旨、寺山家来り、京地

佐七より霊前へブリツキ中残へ茶を入れ贈り来り□□短冊さし越せし由に付、持ち来る、

須崎(常)

来る夕餐を設く、

廿五日 巳 晴

詰番出 殿、黄昏退出、菊池へ御委任状入れ箱を返し鮎一籠を遣し酒買入方の義頼遣す

廿六日 午 晴

P8310611 left

朝第九時河内守殿御宅において米国新旧ミニストル並アドミラル等廿老人御逢有之、玄蕃殿御列席右へ

出席第十一時過退席、直に墨陀邸へ廻る、富山に邂逅す、薄晩御帰宅、保三□陽□に来り

黄昏に帰る、松盛亭稽古に来りし旨、礪門より使して(茶)蒸菓子贈り越旨、当春坂地御用にて受取御用

長持を納む詰合同心取扱の旨、来第十一時(長崎組頭)松本(良)坂地より唯今着せしとて伊賀守殿、御口上の趣被

信含の縷々演述す、本□は宿泊せしむ、閣老連名にて連名宛御内状式通、差し出す

廿七日 未 晴雲

第八時過良大夫を伴い(乗馬付供人貸遣す)河内守殿、周防守殿、両御宅へ出建白夫出 殿周防守殿命により、

長応寺(*二)へ至り右良大夫連越(御雇)蘭医ボードエン並コンシエルゼ子ラールに引合わせ縷々承り糾し、但明後日御逢可有之旨

申談し又御出 殿、其段建白し黄昏退出、藤山稽古に来り旨、河内□(相州)来る、不在に付□帰旨、金井(源)

*長応寺はオランダ公使館

()内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。